

1 住居表示とは

住居表示を実施していない地域の住所は土地の地番をういます。これに対し、入り組んでいる町(字)の境界を整理して、新たに道路などで町の境界を定めて、町の区域を合理化し、原則として、「町名」と「街区符号」と「住居番号」で住所を表すものが住居表示です。街区符号は、道路などで区切られた街区(ブロック)にそれぞれ番号を付けたもので、住居番号は、その街区内の個々の建物に一定のルールにしたがって番号を付けたものです。

住居表示実施前 【地番】	盛岡市	旧町字〇〇 [字名]	123 番地 45 [地番]	
住居表示実施後 【住居表示】	盛岡市	新町名 [町名]	6 番 [街区符号]	7 号 [住居番号]

2 町の区域と町の名称について

(1) 町の区域

複雑に入り組んだりしないように、道路、河川、鉄道などの恒久的な施設によって、わかりやすく区画します。

規模は、おおむね 90,000 m²

(2) 町の名称

地域の歴史、伝統、文化を考慮して、できるだけ従来の名称を尊重して名付けます。

市内を通じて類似の町名は避け、新たな名称を付ける場合は、できるだけ読みやすく簡明なものとし、「字」の呼称は用いないこととします。

また、一定の区域でコミュニティが形成されている場合や地形が連続している場合などは、その区域の名称に、方角や「丁目」を付けた町名にします。丁目の数は、おおむね五丁目程度とし、その配列は、市の中心(岩手公園)に近い町を起点とします。

なお、丁目の数字は、漢字で表示し、「丁目」の2文字は、省略しません。

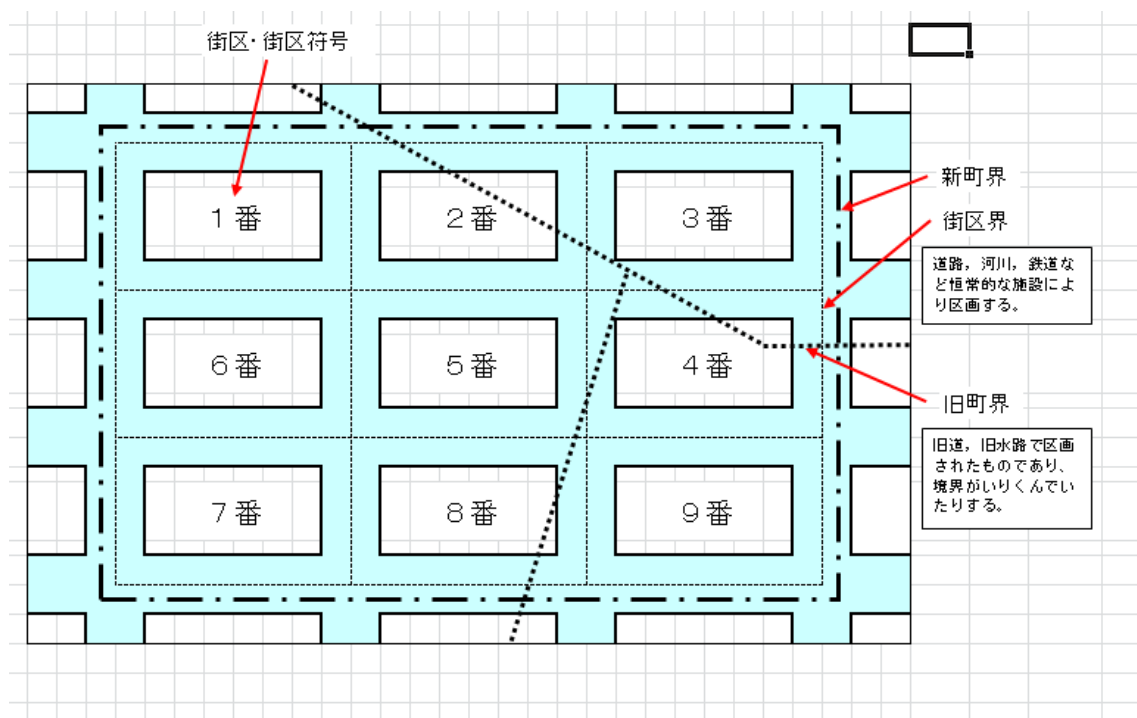
3 街区符号と住居番号について

(1) 街区符号

町の区域をさらに道路、河川などの恒久的な施設によって区画し、この区画された地域を「街区」といい、市の中心(岩手公園)に近いほうから、順序よく付けた番号を「街区符号」といい、数字を用い、「〇番」で表します。

規模は 3,000 m²~5,000 m² (30 戸程度)

【街区と街区符号の模式図】

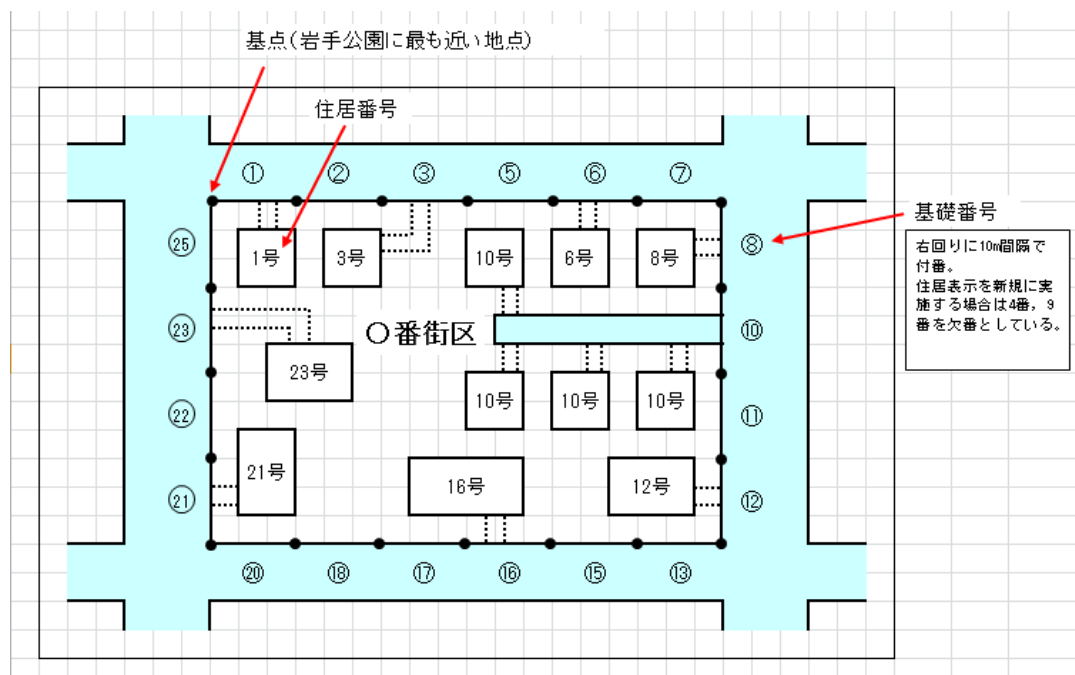


(2) 住居番号

各街区において、市の中心(岩手公園)に近い角を起点として、街区の境界線を右廻りに10メートル間隔に区切って、住居番号の基礎となるべき番号(「基礎番号」)を付けて、原則として建物の主な出入口又は通路の位置が街区の境界線に接するところの基礎番号を、当該建物等の住居番号として付けます。住居番号も数字を用い、「〇号」で表します。

なお、住居番号は、建物に付く番号なので、駐車場などの空き地には付きません。

【住居番号模式図】



4 住居表示の実施について

盛岡市では、市街地を構成する地域について、順次住居表示の整備を実施することとしています。住民の合意の下に、市で原案を作成し、住居表示審議会の答申を得た後に市議会で議決して実施となります。

住居表示を実施しないと、住所に土地の地番を用いるため、土地の売買等で分筆や合筆が生じると（地番が順序よく並ばないので）住所が規則正しく並ばなくなります。また、町字の境界が入り組んでいることが多いので、住所がわかりにくく不便です。

住居表示を実施すると、入り組んだ町字の境界がわかりやすくなります。住所が規則正しく並ぶことにより、訪問先を探しやすくなり、町としての利便性が向上します。

住居表示の実施では、直接住所変更手続きが必要なものがあります。（例：不動産登記簿における所有者の住所の変更登記、年金受給者の住所の変更手続き、運転免許証の住所の変更手続きなど）